

鳥取縣公報

第九百五十號

昭和十三年八月二日

火曜日

縣令

鳥取縣令第三十七號

臨時農村負債處理法施行細則左ノ通定ム

昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

臨時農村負債處理法施行細則

第一條 市町村ハ臨時農村負債處理法(以下單ニ處理法ト稱ス)第十四條第一項ノ規定ニ依リ縣ト契約ヲ爲サントスルトキハ契約書案ニ市町村會ノ議決書ノ謄本及市町村ノ負債處理資金特別融通計畫書(別記様式)各二通ヲ添附シテ申込ムベシ

前項ノ申込ニ當リ處理法第十四條第三項但書ノ規定ニ依リ損失補償金中市町村ノ負擔スベキ金額ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲シ又ハ負擔ヲ爲サザラントスルトキハ其ノ事由書二通ヲ添附スベシ

第二條 臨時農村負債處理法施行規則(以下單ニ處理法施行規則ト稱ス)第十二條第一項ノ認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

負債整理組合ニ在リテハ前項ノ書類ノ外總會ノ決議録ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スベシ
 第三條 處理法施行規則第十三條第三項ノ規定ニ依ル知事ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ申請スベシ

第四條 處理法施行規則第十五條ノ規定ニ依リ準用セラルル農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第十條但書ノ規定ニ依ル知事ノ承認ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ申請スベシ
 第五條 委員左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ市町村長ハ意見ヲ具シ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

一 死亡シタルトキ
 二 傷痍、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハザルトキ
 三 破産、犯罪其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコトヲ不適當ト認メタルトキ
 第六條 臨時農村負債處理法施行令第二十六條ノ規定ニ依リ實費ヲ徴スルコトヲ得ルハ左ノ費用ニ限ル

- 一 旅費、日當、及止宿料
- 二 擔保物ノ鑑定ノ爲メ要シタル費用

附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 別記様式

- 負債處理資金特別融通計畫書
- 一 特別融通金額 金 圓
- 二 貸付先別融通計畫

貸付先別	貸付金額	整理組合員數	要整理負債額	償還期限及方法
何々責任何何負債整理組合	圓		圓	
何 某				
合 計				

(註)
 整理組合員欄ハ負債整理組合ニ貸付クル場合ニノミ記載スルコト
 ◆鳥取縣令第三十八號
 勞務者募集規則施行細則左ノ通定ム
 昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰
 勞務者募集規則施行細則

第一條 勞務者募集規則(以下單ニ規則ト稱ス)第三條第二項第四條第一項及第六條第四項ノ規定ニ依ル申請ニ添附スベキ寫眞ハ脱帽、正面、半身、手札型、無台紙ニシテ六月以内ニ撮影シタルモノナルコトヲ要ス

第二條 規則第三條ノ規定ニ依リ募集従事者證ノ交付ヲ受ケタル者ハ同時ニ他ノ募集主ノ爲勞務者ノ募集ニ従事スルコトヲ得ズ

第三條 募集主ハ募集従事者ガ募集セル應募者ノ在勤スル期間繼續シテ一定ノ割合ヲ以テスル手當ノ支給ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 募集主ハ應募者ヲ他ノ就業場ニ就業セシムルコトヲ得ズ

第五條 規則第九條ノ規定ニ依ル募集着手届ニ添附スベキ文書ハ規則第三條第二項ノ規定ニ依リ添附シタルモノト相違ナキ旨ヲ證スルニ足ルベキ許可官廳ノ檢印アルモノナルコトヲ要ス

規則第十條ノ規定ニ依リ應募セントスル者ニ交付スベキ就業案内ニ付キ亦同ジ

第六條 規則ノ規定ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ凡テ所轄警察署長ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月縣令第八號勞働者募集取締令施行細則ハ之ヲ廢止ス

告 示

鳥取縣告示第四百三十三號

昭和十三年七月二十五日左ノ通特別漁業ヲ免許セリ

昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

免 許 ノ 番 號 第二一九號

- 三 免 許 ノ 年 月 日 昭和十三年七月二十五日
 - 三 漁 業 權 者 鳥取縣東伯郡赤崎町大字赤崎千五百八十一番地
有限責任赤崎町漁業協同組合
 - 四 漁 場 ノ 位 置 鳥取縣東伯郡赤崎町大字赤崎沖合
 - 五 漁 業 ノ 種 類 及 名 稱 特別漁業第七種漁業鱒飼付
 - 六 漁 獲 物 ノ 種 類 鱒
 - 七 漁 業 時 期 自 九 月 一 日
至 一 月 三 十 一 日
 - 八 漁 業 權 ノ 存 續 期 間 自 昭 和 十 三 年 七 月 二 十 五 日
至 昭 和 十 五 年 一 月 三 十 一 日
 - 九 條 件 制 限 漁場ノ中央部ニ水面高サ六尺ノ所ニ晝間ハ標識旗、日没ヨリ日出マデハ標識燈ヲ掲揚スベシ
- 鳥取縣告示第四百三十四號
- 繭絲調査員擔當調査範圍左ノ通變更アリタリ
- 昭和十三年八月二日
- 鳥取縣知事 立 田 清 辰

山 本 馨	擔 當 調 査 範 圍	鳥取市賀露町
職 務	ヲ 執 ル ベ キ 場 所	賀露町養蠶實行組合聯合會

西村 尊	米子市(東町、末廣町、明治町、万能町、加茂町、彌生町、西町、内町、花園町、灘町)	米子市役所
小倉善晴	米子市(舊車尾村、舊福生村、舊福米村)	米子市役所福生出張所
松信隆明	同 (舊加茂村)	同 加茂出張所
飯尾 炳	岩美郡米里村、同倉田村、同面影村、同津ノ井村	津ノ井村役場
福田吉次	同 宇倍野村、同成器村、同大茅村	成器村 同
伊藤幹雄	同 福部村	福部村 同
澤 禎範	同 大岩村	大岩村 同
田中 要	同 本庄村、同小田村	小田村 同
今井 豊	同 浦富町、同田後村	浦富町 同
河田善一	同 東村	東村 同
池山武範	同 岩井町、同蒲生村	岩井町 同
池本憲藏	八頭郡國英村	國英村 同
西尾清市	同 河原町	河原町 同
石田在久	同 西郷村	西郷村 同

秋山祐三	同 散岐村	散岐村 同
漆原静雄	同 用瀬町、同社村	用瀬町 同
坂本音造	同 智頭町(舊那岐村、舊富澤村、舊土師村)	智頭町 同
國政 寛	同 智頭町(舊智頭町、舊山形村)	智頭町役場土師出張所
鎌谷繁雄	同 若櫻町	若櫻町役場
川上光義	氣高郡神戸村、同大和村	神戸村 同
小倉利行	同 東郷村、同美穗村、同大正村	美穗村 同
北村晴雄	同 千代水村、同松保村	千代水村 同
濱津昇一	同 大郷村、吉岡村	吉岡村 同
久保順一	同 末恒村	末恒村 同
岡村義明	同 寶木村	寶木村 同
有田茂雄	同 瑞穂村、同酒津村	瑞穂村 同
谷口明雄	同 鹿野町	鹿野町 同
竹本壽男	同 正條村	正條村 同

林 清太郎	同	勝谷村	勝谷村 同
國 森秀雄	同	逢坂村、同小鷺河村	逢坂村 同
山 根榮治	同	青谷町	青谷町 同
吉 田武夫	同	日置村、日置谷村	日置谷村 同
山 根茂雄	同	中郷村、同勝部村	中郷村 同
牧 喜盛	同	豊實村、同明治村	豊實村 同
平 田保太郎	東伯郡西郷村	日下村、	日下村 同
西 山 又右衛門	同	長瀬村	長瀬村 同
片 尾典正	同	橋津村	橋津村 同
岸 田幸信	同	宇野村、同泊村	宇野村 同
山 本一正	同	舍人村	舍人村 同
岡 垣美夫	同	東郷村、同松崎村、同花見村	東郷、松崎組合役場
伊 藤善男	同	淺津村	淺津村役場
野 島永壽	同	三朝村、同三德村、同小鹿村	三德村 同

別 所卓雄	同	竹田村、同旭村	旭村 同
高 橋孝市	同	小鴨村、同上小鴨村	小鴨村 同
山 本 勳	同	矢送村、同南谷村、同山守村	矢送村 同
熊 谷竹一	同	北谷村、同高城村	北谷村 同
岸 田友春	同	社村	社村 同
飛 田庄吉	同	榮村、同灘手村、	榮村 同
朝 倉辰藏	同	上北條村	上北條村 同
大 槻三郎	同	下北條村	下北條村 同
眞 下庄太郎	同	大誠村	大誠村 同
松 島 保	同	由良町	由良町 同
谷 口節男	同	逢東村、同市勢村、同伊勢崎村	逢東村二村組合役場
森 田康之	同	上郷村、同古布庄村、同下郷村	下郷村役場
奥 田義人	同	以西村、同成美村	成美村 同
牧 野 勇	同	安田村	安田村 同

鳥取縣公報 第九百五十號 昭和十三年八月二日 (第三種郵便物認可) 八

鳥取縣公報 第九百五十號 昭和十三年八月二日 (第三種郵便物認可) 九

上岡 信雄	同	上中山村、同下中山村	上中山村 同
田中 潔	同	西伯郡彥名村	彥名村 同
加藤 卯太郎	同	外江村	外江村 同
新 節男	同	上道村、同境町	上道村 同
雜賀 爲與	同	成實村、同天津村、同大國村	天津村 同
奈喜良 克己	同	上長田村、同東長田村、同法勝寺村	法勝寺村 同
杉原 忠夫	同	手間村、同賀野村	賀野村 同
野口 實	同	尚德村	尚德村 同
野口 宏	同	五千石村	五千石村 同
松本 吉男	同	幡郷村、同大幡村	大幡村 同
高田 正一	同	巖村、同春日村	巖村 同
山本 弘悟	同	日吉津村、同大和村	日吉津村 同
高田 一夫	同	淀江町	淀江町 同
小山 慶治	同	宇田川村、同高麗村	高麗村 同

芦田 達已	同	大山村、同所子村	所子村 同
二宮 義之	同	庄内村、同名和村	名和村 同
提島 是次	同	逢坂村、同光徳村	逢坂村 同
辻 仲治	同	縣村、同大高村	大高村 同
川井 吉三郎	同	日野郡二部村	二部村 同
古都 探一	同	大宮村、同阿毘縁村、同山上村	大宮村 同
桂本 恒義	同	多里村、同日野上村	日野上村 同
田邊 富平	同	福榮村、同石見村	福榮村 同
米山 黄	同	日野村、同根雨町	根雨町 同
判野 政雄	同	米澤村、同神奈川村、同江尾村	江尾村 同
森田 義人	同	溝口町、同日光村	溝口町 同
横畑 一二	同	八郷村	八郷村 同

◆鳥取縣告示第四百三十五號
 氣高郡明治村河内耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニ依リ解散セリ

03371

昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第四百三十六號

管下岩美郡鳥取市畜産組合鳥取及浦富定期犢駒糶市場業務規程左ノ通變更ノ件認可セリ

昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一 鳥取定期犢駒糶市場業務規程

第三條中「八月二十九日、三十日」トアルヲ「八月二十五日、二十六日」ニ變更ス

一 浦富定期犢駒糶市場業務規程

第三條中「八月二十七日、二十八日」トアルヲ「八月二十三日、二十四日」ニ變更ス

◆鳥取縣告示第四百三十七號

米穀現在高調査員左ノ通囑託、解囑アリタリ

昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

囑託調査員氏名	解 囑 者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託 解囑 年月日
毛利 享 間 壽太郎	東伯郡赤碕町	東伯郡赤碕町役場		昭和十三年七月二十八日

◆鳥取縣告示第四百三十八號

左記ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十三年八月二日

00372

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一 埋立ノ免許ヲ受ケタ者 氣高郡大郷村大字金澤五三

中 本 勝 治

一 埋立ノ面積 一反歩

一 埋立ノ場所 氣高郡大郷村大字金澤字大堀五五二ノ一、五五三、六〇三次二番地

一 埋立ノ目的 先公有水面 水田造成

一 工事着手及竣功期限 免許ノ日ヨリ十日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ二ケ年以内ニ竣功

◆鳥取縣告示第四百三十九號

當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通指定セリ

昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

開業所々在 地	氏 名	指 定 年 月 日
鳥取市御弓町三六番地	衣 笠 節	昭和十三年七月二十六日

◆鳥取縣告示第四百四十號

當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通指定セリ

昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

00373

開業所所在地	氏名	指定年月日
鳥取市中町二一番地	中谷富	昭和十三年七月二十八日

◆鳥取縣告示第四百四十一號
 昭和十三年七月產婆名簿ニ登錄竝產婆名簿登錄事項ノ訂正セシ者左ノ如シ
 昭和十三年八月二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

本籍 鳥取縣西伯郡幡郷村大字大殿一一七九番地
 住所 同上

昭和十三年七月廿三日
 第七八九號登錄 岩 田 石 子
 大正四年十二月廿五日生

本籍 廣島縣廣島市比治山本町一三三二番合併地

住所 鳥取縣鳥取市西町三八〇番地 前川 太郎 方
 昭和十三年七月廿三日 竹 内 直 枝
 第七九〇號登錄 大正五年十月十四日生

住所 鳥取縣米子市皆生一七五〇番地四五
 昭和十三年六月二十九日前往所竝開業地鳥取縣米子市明治町四八番地ヨリ移轉產婆名簿登錄
 事項訂正方同年六月二十九日付出願ニ對シ同年七月二十五日訂正

00374

彙報

藤 岩 五 子

行旅死亡人

一、取扱者 山口縣玖珂郡川下村長

一、本籍、住所 不詳推定年齢二十四、五才位ノ女
 氏名、年齢

一、人 相 身長四尺九寸、丸顔稍肥タル方、束髮

一、着 衣 桃色地絹セル縦横袴縞單衣、ガーセ肌着錦

紗ノ文化帶

右ハ五月二十四日山口縣玖珂郡川下村字榎開作海岸ヨリ百三十
 間位ノ沖合ヲ漂流中ヲ發見成屍ニ依リ村共同墓地ニ假埋葬セリ
 右心當通向ハ直接當該村長宛照會相成度

27900